

平成30年度 津山市の保育園保育料

(単位:円)

階層区分		月額保育料						
		0～2歳		3歳		4～5歳		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	
2	市民税非課税世帯	7,400	7,200	5,500	5,400	5,500	5,400	
3	市民税均等割のみ課税世帯	12,500	12,200	10,000	9,800	10,000	9,800	
4	市民税所得割課税世帯	25,000円未満	15,000	14,700	12,400	12,100	12,400	12,100
5		45,000円未満	17,500	17,200	14,500	14,200	14,500	14,200
6		48,600円未満	19,500	19,100	16,500	16,200	16,500	16,200
7		54,000円未満	22,300	21,900	19,700	19,300	19,700	19,300
8		61,000円未満	25,500	25,000	23,000	22,600	23,000	22,600
9		75,000円未満	27,800	27,300	25,200	24,700	24,800	24,300
10		97,000円未満	30,000	29,400	27,000	26,500	25,800	25,300
11		115,000円未満	34,400	33,800	29,500	28,900	26,700	26,200
12		133,000円未満	38,000	37,300	30,100	29,500	27,000	26,500
13		151,000円未満	41,300	40,500	30,800	30,200	27,500	27,000
14		169,000円未満	44,500	43,700	31,500	30,900	28,000	27,500
15		195,000円未満	48,000	47,100	32,200	31,600	28,500	28,000
16		301,000円未満	52,500	51,600	32,900	32,300	29,000	28,500
17		397,000円未満	57,000	56,000	33,500	32,900	29,500	28,900
18		397,000円以上	61,000	59,900	35,000	34,400	30,000	29,400

- ① 年齢は、4月初日時点の年齢です。
- ② 保育料は、保育の必要な時間の認定によって異なります。
- ③ 保育料の算定基礎は、父母の市町村民税額です。4月から8月分の保育料は平成29年度(28年分)市町村民税、9月から3月分の保育料は平成30年度(29年分)市町村民税で算定します。
- ④ 多子軽減については別紙をご覧ください。

保育料について

保育所の運営に要する費用は、保育料によって賄われることになっていますが、国・県・市がその不足分を負担しています。

保育料は、子ども・子育て支援法に基づき、保護者等扶養義務者に負担していただくもので、入所と同時に納付義務が生じます。その額は世帯にかかる税額によって決まり一律ではありません。なお、生活保護世帯等は免除となります。

保育料の決定

- (1) 保育料は、父母の市町村民税の合計額により算定します。
- (2) 4月から8月分の保育料は平成29年度(28年分)市町村民税額、9月から3月分の保育料は平成30年度(29年分)市町村民税額、住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)や配当控除等がある場合は、控除前の金額で算定します。
- (3) 父母の収入金額の合計額(母子及び父子世帯については、母または父の収入)がこども課で定める基準額を超えない場合は、同一世帯で、父母以外の祖父母等で最多収入者を家計の主宰者とし、家計の主宰者と父母の市民税額等を合算して保育料を決定します。同一世帯とは、住民基本台帳等の形式的な要件ではなく、生活の実態で児童と同一家庭に居住している状況をいいます。
ただし、父母(母子及び父子世帯については、母または父)の収入のみで生計が成り立っていると認められる場合は、父母以外の祖父母等の市民税額等は合算の対象になりません。
- (4) 4月初日時点の年齢を基準にして保育料を決定し、年度途中で年齢が変わっても保育料は変更になりません。
- (5) 世帯状況に変更(婚姻、離婚等)がある場合は、保育料が変更になる場合がありますので、必ずご連絡ください。
- (6) 入所後は、通園の有無にかかわらず、退所届が提出されるまで保育料がかかります。
- (7) なお、納期限内に保育料の入金が無い場合は、保育料に加えて督促手数料及び延滞金を徴収します。また、差押え等の滞納処分を行う場合があります。

保育料の減免

平成30年中の収入が昨年と比較して大きく減少し、保育料の支払が困難な場合はご相談ください。

お問い合わせは下記にお願いします。

津山市役所 こども課 幼児教育係

津山市山北520(津山すこやか・こどもセンター内)

電話 0868-32-7028(直通)